

公益社団法人の認定を受けて

～より一層の地域医療支援に努めます～

理事長 貞方 洋子

早いものでことしも年報発行の時期を迎えました。昨年度のこの欄では「初期臨床研修医を迎えて」というテーマで、特に南風病院で働く“人”に焦点をあてて南風病院の今をお伝えしましたが、今年は公益法人制度改革に伴い実施した法人名の変更について、地域の皆さんにご報告させていただきます。

ご承知のように、公益法人制度改革は、法人設立と公益性の判断を分離し、法人設立に関しては主務官庁による許可主義を廃止して、登記のみで設立できる一般（社団・財団）法人と、民間有識者による委員会の公益性の判断に基づき行政庁の認定を受ける公益（社団・財団）法人の、大きくは二つに区分することを目的として、平成18年6月に法律が公布されました。新制度は平成20年11月1日より施行されており、すべての公益法人（現在は特例民法法人）は平成25年10月31日までに一般法人か、公益法人の何れかを選択し、移行申請を行うことが求められております。

南風病院は、後者の公益認定等委員会による公益性の審査を経て、平成22年10月1日付で正式に公益社団法人として認定を受けました。公益認定申請にあたって掲げた公益目的事業は“地域医療支援のための高度医療に資するための事業”です。具体的には従来から進めているがん医療やへき地医療、救急医療、その他、各診療科の専門的な医療の提供を通して、「民による公益増進」に努め、同時に経営の透明性を推進していくことです。これからもより一層の地域医療支援に努めて参りますので、引き続きご指導ご鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げます。

最後になりましたが、3月11日の東北大地震で甚大な被害を受けられた被災地の皆さまの一日も早い復旧・復興を祈念して、今年の年報のご挨拶にかえさせていただきます。

Nanpuh Hospital